

議案第114号

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年6月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、保育所等の職員配置の基準を改める等の必要があるによる。

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成26年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

第8条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第2条 福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第3条 福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に

改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第4条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第45条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者、園児の教育及び保育に直接従事する職員並びに保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項、福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第5条第3項、福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号並びに福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第45条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項、福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第5条第3項、福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号並びに福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第45条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。